

## 社会福祉法人荒屋校下福祉会 定款

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第二種 社会福祉事業
  - (イ) 幼保連携型認定こども園あらかやこども園の設置経営
  - (ロ) 放課後児童健全育成事業（荒屋児童クラブ）
  - (ハ) 地域子育て支援拠点事業
- (2) 一時預かり事業

#### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 荒屋校下福祉会 という。

#### (経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

<sup>2</sup> この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯、経済的に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

#### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を 石川県小松市荒屋町丁20番地1に置く。

### 第2章 評議員

#### (評議員の定数)

第5条 この法人には、評議員9名以上11名以内を置く。

#### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- <sup>2</sup> 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- <sup>3</sup> 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- <sup>4</sup> 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- <sup>5</sup> 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

#### (評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任されることができる。

- <sup>2</sup> 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- <sup>3</sup> 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 評議員には費用を弁償（報酬に含まない）することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、評議員が別に定める。

### 第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 決算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分
  - (8) 社会福祉充実計画の承認
  - (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 評議員会の決議について特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
  - 3 次の決議は、評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 定款の変更
    - (3) その他法令で定められた事項
  - 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
  - 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印する。

## 第4章 役員及び職員

### (役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上10名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名は、理事長となる。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において決議し選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4月を超える間隔で3回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 毎年定期的に監査報告書を作成し、評議員会、理事会及び小松市長に報告するものとする。
- 3 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第19条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事長任期は、理事として在任する期間とする。
- 3 役員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

### (役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

### (役員報酬)

第21条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には費用を弁償(報酬に含まない)することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の議決を経て、評議員が別に定める。

### (職員)

第22条 この法人に、職員若干名を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長等の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

### (構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

### (招集)

第25条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1週間以内にこれを招集しなければならない。

### (決議)

第26条 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

2 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

3 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

4 理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

5 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

### (議事録)

第27条 理事長及び理事会において選任した記名押印する理事は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、理事長、記名押印する理事及び監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 小松市荒屋町丁20番地1 所在の  
木造かわらぶき平家建 あらやこども園 1棟 (650.45㎡)
- (2) あらやこども園敷地3筆  
小松市荒屋町丁20番1 宅地 4074.73㎡  
小松市荒屋町丁21番3 雑種地 18㎡  
小松市荒屋町丁22番5 雑種地 116㎡

(3) あらやこども園長田園舎敷地 11 筆

小松市長田町へ109番	宅地	390.00	m <sup>2</sup>
小松市長田町へ110番	宅地	390.00	m <sup>2</sup>
小松市長田町へ111番	宅地	383.00	m <sup>2</sup>
小松市長田町へ87番1	雑種地	248.00	m <sup>2</sup>
小松市長田町へ87番2	雑種地	151.00	m <sup>2</sup>
小松市長田町へ88番1	雑種地	125.00	m <sup>2</sup>
小松市長田町へ88番2	雑種地	75.00	m <sup>2</sup>
小松市長田町へ89番1	雑種地	125.00	m <sup>2</sup>
小松市長田町へ89番2	雑種地	75.00	m <sup>2</sup>
小松市長田町へ90番1	雑種地	252.00	m <sup>2</sup>
小松市長田町へ90番2	雑種地	153.00	m <sup>2</sup>

(4) 小松市長田町へ109番地 所在の

木造瓦葺2階建 物置1棟 (1階33.12m<sup>2</sup>、2階29.81m<sup>2</sup>)

(5) あらやこども園高堂園舎敷地 4 筆

小松市高堂町ト28番	宅地	297.00	m <sup>2</sup>
小松市高堂町ト29番	宅地	343.00	m <sup>2</sup>
小松市高堂町ト30番1	宅地	354.88	m <sup>2</sup>
小松市高堂町ト31番1	宅地	415.94	m <sup>2</sup>

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、小松市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、小松市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う 施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備の ための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書類については、毎会計年度開始前に理事長において作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後3月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 解散及び合併

(解散及び合併)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の承認及び評議員会の決議を得て、小松市長の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第37条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、小松市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

ない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を小松市長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人 荒屋校下福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

(附則) この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	藤田	義久
理事	吉田	紀明
理事	西田	秀昭
理事	川場	義孝
理事	西	憲二
理事	高山	忠晃
理事	中島	義光
理事	六反田	徹士
理事	清水	平太郎
理事	塚谷	善良
理事	本多	義和
理事	宮西	健吉
監事	石井	大
監事	高林	順一

平成 22年 2月 1日 理事会議決

平成 29年 4月 1日 社会福祉法人制度改革により改正

この定款は、平成29年4月1日から施行する

令和4年11月28日 基本財産について改正 理事会・評議員会にて、承認

令和5年6月5日理事会、令和5年6月20日評議員会にて、基本財産の改正について承認